

新・よくわかる農地の法律手続き 5訂

—関係判例付—

目 次

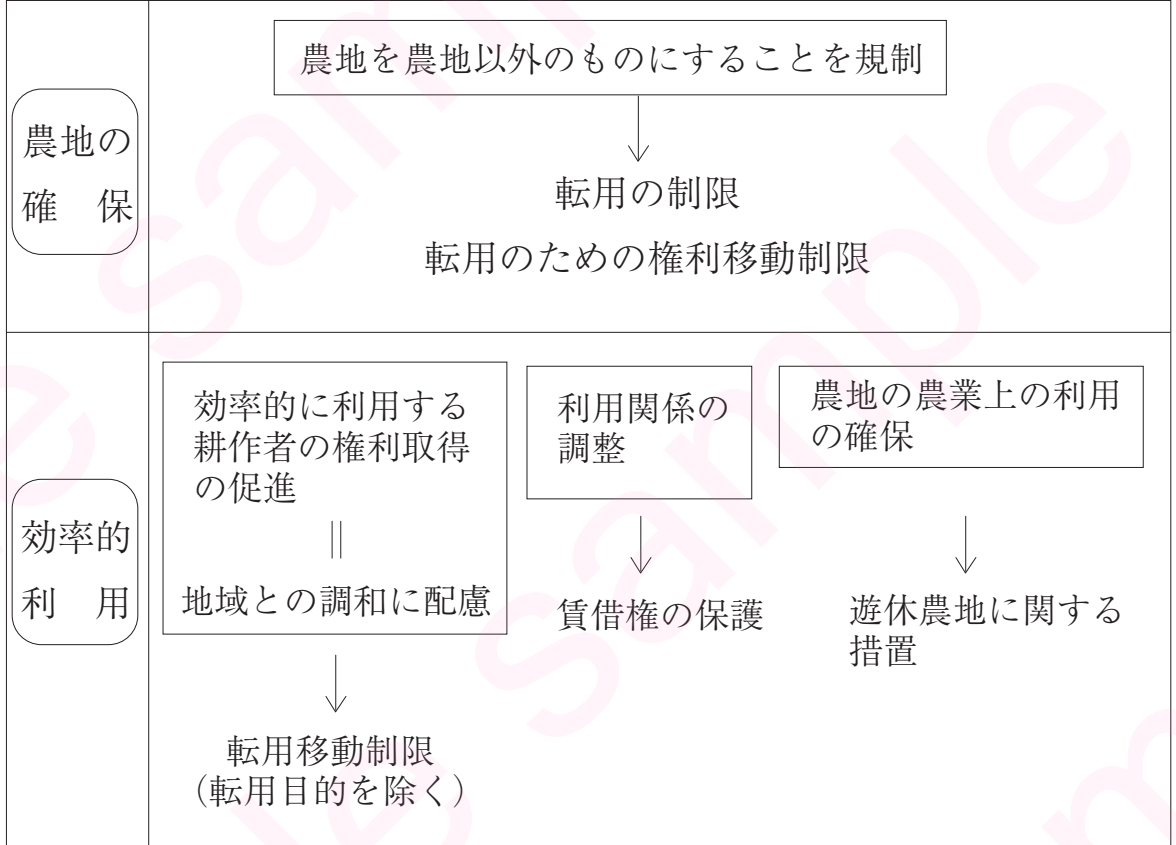
I	農地法の目的	
	農地法の目的	3
II	農地法等で用いられる言葉の定義	
1	農地	6
2	採草放牧地	7
3	各法律における農地等の定義	7
4	農地、採草放牧地であるか否かは現況で判断	8
5	世帯員等	8
6	農地所有適格法人	10
III	農地等の売買・貸借（転用目的以外）	
1	農地等の売買・貸借（転用目的以外）	18
2	農地法3条の許可を受ける手順	20
①	農地法3条の規定による許可申請書	22
②	農地法3条の許可申請書の添付書類	40
③	農地法3条の許可の基準	42
④	許可指令書	50
⑤	許可を受けないでよい場合の届出	52
IV	農地を転用する、又は転用するための売買・貸借	
1	農地を転用する、又は転用するための売買・貸借	58
2	農地法4条及び5条の許可を受ける手順	60
①	農地法5条の規定による許可申請書	62
②	農地法4条の規定による許可申請書	65
③	農地法5条の許可申請書の添付書類	67
④	農地法4条の許可申請書の添付書類	67

3 農地法4条及び5条の許可の基準	68	VII 農地台帳・地図の作成・公表	
① 立地基準	68	農地台帳・地図の作成・公表	110
② 一般基準	69	VIII 農業経営基盤強化促進法関係	
4 農地法4条及び5条の許可を受けなくても農地転用ができる場合	71	1 基盤強化法の仕組み	113
5 「農作物栽培高度化施設」の設置は農地転用に該当しません	73	2 市町村が行う地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の 策定手順	114
6 許可指令書	74	① 地域計画の記載例	116
7 市街化区域内の農地転用届出の手順	76	② 農業委員会による目標地図作成（変更）の手順	118
8 農地法4条及び5条届出様式	78	③ 農業委員会サポートシステムを活用した目標地図作成のイ メージ	119
① 農地法5条1項7号の規定による農地転用届出書	78	3 農地中間管理機構の特例事業	129
② 農地法4条1項8号の規定による農地転用届出書	80	IX 農地中間管理事業の推進に関する法律関係	
③ 農地法5条1項7号による届出書に添付する書類	82	1 農地中間管理事業	132
④ 農地法4条1項8号による届出書に添付する書類	82	2 農用地利用集積等促進計画	133
9 届出の審査の内容	83	① 作成手順等	133
10 受理通知書	84	② 農業委員会による要請 （参考例）農業委員会から農地中間管理機構への要請様式	134
V 農地等の賃貸借の解約等		③ 農地の貸借等の要件	150
1 農地等の賃貸借の解約等	88	④ 所有者不明農地への対応 （参考）農用地利用集積計画による一括方式（経過措置として 実施）	152
2 農地法18条の許可を受ける手順	89	X 市民農園関係	
3 農地法18条1項の規定による許可申請書	90	1 市民農園の開設の形態	156
① 農地法18条1項の規定による許可申請書	90	2 市民農園整備促進法の仕組みと開設手続き	158
② 農地法18条1項の許可申請書に添付する書類	94	3 市民農園開設申請書関係	159
4 農地法18条の許可の基準	96	① 市民農園開設認定申請書	159
5 農地法18条の許可を受けなくても解約等ができる場合	97	② 市民農園整備運営計画書	160
6 許可指令書	98	③ 市民農園開設認定書	162
7 合意解約等許可不要の場合の通知	102	④ 農園利用契約書例	163
① 農地法18条6項の規定による通知書	102	4 特定農地貸付法の仕組みと開設手続き	165
② 合意解約等の通知書に添付する書類	104		
VI 遊休農地に関する措置			
① 遊休農地に関する措置	106		
② 病虫害の発生等に対する措置	108		



農地法の目的

農地法の目的



↓

(これにより)

耕作者の地位の安定・国内農業生産の増大 を (図り)

(もって)

食料の安定供給の確保 に資することを (目的とする)

(農地法1条)

II

農地法等で用いられる言葉の定義

1 農地

^注 農地とは「耕作の目的に供される土地」とされています（農地法2条1項）。

この場合の「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行って作物を栽培することです。分かりやすくいいますと、耕うん、整地、播種、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等が行われ作物が栽培されている土地ということです。

具体的には、

<農地に該当するもの>

① 肥培管理が行われ現に耕作されているもの

田、畑、果樹園、牧草栽培地、林業種苗の苗圃、わさび田、はす池

〔判例〕

一時的に養鯉場として利用されている水田、桐樹、芝、竹又は筍の栽培地、庭園等に使用する各種花木の栽培地も農地とされる。

② 現に耕作されていなくても農地に当たるもの

休耕地、不耕作地

（現に耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地も農地です。）

<農地に該当しないもの>

・家庭菜園

〔判例〕

・桐樹栽培で肥培管理後相当期間を経過し、現状が森林状態をしている土地

・空閑地として利用されている土地

・不法開墾地

^注 農地法43条に規定する「農作物栽培高度化施設」*の用に供される土地は、「農地」と同様に取り扱われます。

*「農作物栽培高度化施設」とは、専ら農作物の栽培の用に供する施設で、周辺農地の日照に影響を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たすものです。

2 採草放牧地

^注 採草放牧地とは、「農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの」とされています（農地法2条1項）。

この場合の「耕作の事業のための採草」とは堆肥にする目的等での採草のことであり、「養畜の事業のための採草」とは、飼料又は敷料にするための採草です。

なお、採草放牧地の権利移動（転用のためのものを含め）は、極めて少ない面積でしか行われていません。

<採草放牧地に当たらないもの>

・屋根をふくためのカヤの採取

・河川敷、堤防、公園、道路等は耕作又は養畜のための採草放牧の事実があっても、それが主な利用目的とは認められません。

・牧草を播種し、施肥を行い、肥培管理して栽培しているような場合→農地となります。

^注 林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧の目的に供されている場合に「林木の育成」と「採草放牧」のいずれが主たる利用目的であるのか判定が困難なときは、樹冠の疎密度（空から見た場合の樹木の占める割合）が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されているものと判断されています（処理基準第1(1)②）。

3 各法律における農地等の定義

法律名	農地法	農振法	基盤強化法	中間管理法	土地改良法
土地の利用目的					
耕作の目的に供される土地	農地	農用地	農用地	農用地	農用地
養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	採草放牧地				
耕作の事業のための採草の目的に供される土地					